

重要事項説明書

医療法人 財団百善会

介護保険指定事業所

介護医療院 むらはし

1.施設の概要

(1)施設の名称等

・施設名	介護医療院 むらはし
・開設年月日	平成30年11月1日
・所在地	大分県別府市千代町2番5号
・電話番号	0977-23-3231
・FAX番号	0977-25-9238
・管理者氏名	村橋 弘喜
・介護保険事業者番号	44B0200026

(2)介護医療院の目的と運営方針

介護医療院は長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行う事により、利用者が能力に応じた日常生活を営むことができるように支援します。

在宅復帰等も目指したサービスを提供し、住環境及び在宅介護サービスの調整など退所時の支援を行います。また、人生の最終段階においても利用者、ご家族の意思を尊重した看取り看護・介護サービスも提供いたします。

この目的に沿って、当施設で以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護医療院 むらはし 理念】

ひとりひとりの尊厳を守り、意思を尊重した暮らしを支える

基本方針

- 1、利用者様、ご家族様の意思を尊重し自己決定できるよう支援を行い、ご本人様に寄り添った医療・介護を提供いたします。
- 2、利用者様、ご家族様が安心して過ごせるように、温かい気持ちで接し、家庭的な環境作りに努めます。
- 3、各職員は、専門職としての自覚と責任を持ち、医療・介護に関する知識と技術を磨き、質の高いサービスを提供できるよう自己研鑽に励みます。
- 4、地域住民との結びつきを大切にし、保健医療福祉サービス事業者、関係自治体と協働し開かれた施設の運営に努めます。

(3)施設の職員体制

※人員数は令和6年11月1日 現在

※(名)は、サービス開始の説明時点で上記の人員と変更があれば記入するものとする。

職 種	常 勤	非 常 勤	指 定 基 準	業 務 内 容
管理者 (医師)	1人			施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
医師		1.25人	48人に対し1人 (定員60名を48で除した数以上)	利用者の健康状況に注意すると主に、健康保持の為適切な医学的管理を行う
薬剤師		0.4人	150人に対し1人 (定員60名を150で除した数以上)	医師の指示の元、利用者の身体及び健康状況を的確に把握し薬剤の調整・管理を行う
看護職員	10人 ()		6人に対し1人 (定員60名を6で除した数以上)	利用者の健康管理を行う事により、その健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う
介護職員 (介護福祉士含む)	12人 ()		5人に対し1人 (定員60名を5で除した数以上)	入所療養介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う
支援相談員	1人		1名	利用者や家族との必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう他の介護保険事業者、医療機関等の家計諸機関との連携を行う

職 種	常 勤	非 常 勤	指 定 基 準	業 務 内 容
理学療法士		1人	実情に応じた数	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上を図るため、各種機能訓練・理学療法を実施する
言語聴覚士		1人	実情に応じた数	
管理栄養士	1人	0.2人	100人に対し1人	利用者の身体及び健康状況を的確に把握して、病状やADL改善のために適切な栄養指導を行うと共に、食品の衛生・管理と楽しい食事の提供等を行う
介護支援専門員	1人		100人に対し1人	利用者・家族の希望や、心身の状態等にあった適切な施設サービスが利用できるように、施設サービス計画作成を行う
調理員			実情に応じた数	利用者の状況に応じた食事や各種行事での楽しい食事などを調理し、提供する
事務員			実情に応じた数	利用者の施設生活に関する事務や入所費請求事務等を行う

(4)入所定員等

・定 員	60 名		
・療養室	個 室	5室	5名
	4人部屋	13室	52名
	3人部屋	1室	3名

2. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案、実施、評価
- ②食事の提供ならびに食後の口腔ケア
- ③入浴（一般浴槽の他、入浴介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④医学的管理・看護
- ⑤在宅復帰、退所時の支援
- ⑥機能訓練（レクリエーション・日常生活）
- ⑦相談援助サービス
- ⑧理容サービス
- ⑨行政手続き代行
- ⑩その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、詳しくは資料1、資料2をご参照下さい。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ①施設利用料（介護保険制度では、利用者の要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。

別紙 資料1、資料2 をご参照下さい。

- ②その他の費用

（1単位10円とし、1割負担、2割負担、3割負担の方により自己負担金が異なります。）

※初期加算 30単位／日

新たに入所した日から起算して30日以内の期間について加算されます。

※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位／月

第二種協定指定医療機関（発熱外来実施医療機関）及び協力医療機関と連携し、新興感染症や一般的な感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合に加算されます。

※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5単位／月

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実施指導を受けた場合に加算されます。

※協力医療機関連携加算 100単位／月（2024年度） 50単位／月（2025年度～）

厚生労働省が定めた要件を満たす医療機関（協力医療機関）との間で、利用者の同意を得て当該利用者（利用者）の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に加算されます。

※感染対策指導管理 6単位／日

院内感染を防止する十分な設備、体制を有している介護施設であり、施設全体として常時感染対策をとっている場合に加算されます。

※褥瘡対策指導管理 6単位／日

褥瘡対策に対する十分な設備、体制を有している介護施設であり、常時褥瘡対策を行う場合加算されます。（日常生活自立度の低い方に限ります。）

※初期入所診療管理 250単位／日

医師、看護師等が共同策定した診療計画を入所時に文書により交付します。

※安全対策体制加算 20単位

安全管理部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所初日に加算されます。

※口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位/月

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者の方に対して月に2回以上口腔衛生等の管理を実施した場合に加算されます。

※口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110単位/月

口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。

※短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日

医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が入所した日から起算して3か月間を期限として集中的にリハビリテーションを行った場合に加算されます。

※療養食加算 6単位(1食につき)

利用者の年齢、心身の状態により適切な栄養量及び内容の食事の提供が必要な場合に加算されます。

※認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、介護サービスを実施した場合に加算されます。

※認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日

認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した職員を1名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施した場合に加算されます。

※認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位/月

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合に加算されます。

※栄養マネジメント強化加算 11単位/日

利用者毎の継続的な栄養管理を強化して実施した場合に1日につき加算されます。
(栄養状態等の情報を厚生労働省に提出します。)

※外泊時費用 362単位/日

外泊された場合に外泊初日と最終日以外に基本料金に代えて算定します。ただし、1月に6日を限度とします。

※他科受診費用 362単位/日

専門的な診療が必要となり他の病院・診療所を受診された場合に1月に4日を限度に基本料金に代えて算定します。

※緊急時治療管理加算 518単位/日

利用者の病状が重篤となり、救急救命措置が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。ただし1人につき1日に1回、3日までが限度となります。

※特定治療（実施した場合は個別算定）

当施設において、やむを得ない事情により行われたリハビリ、処置、手術、麻酔、放射線治療について（別に厚生労働大臣が定めるものを除く）、医科診療報酬の算定方法にて加算します。

※経口移行加算 28単位／日

医師の指示に基づいて、現に経管により食事を摂取している利用者に対し、経口移行計画を作成し管理栄養士または栄養士が栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に180日間を期限として加算されます。

※経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ) 400単位／月(Ⅰ) 100単位／月(Ⅱ)

医師、歯科医師の指示に基づいて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対し経口維持計画を作成し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して食事の観察を行い継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に加算されます。

※摂食機能療法 208単位／日

摂食機能障害を有する利用者に対して、医師の指示に基づいて摂食訓練等を実施した場合に加算されます。

※退所時栄養情報連携加算

管理栄養士が、退所先の医療機関に対して、厚生労働省が定めた利用者の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。

※退所時情報提供加算Ⅰ 500単位／回

居宅へ退所する利用者について、退所後の主治医に対し、診療情報(心身の状況、生活暦等)を示す情報を提供した場合に加算されます。

※退所時情報提供加算Ⅱ 250単位／回

医療機関へ退所する利用者について、退所後の医療機関へ対し、心身の状況、生活暦等を示す情報を提供した場合に加算されます。

※退所時支援加算（退所時指導加算、退所時情報提供加算、退所時連携加算）

400単位／回 500単位／回 500単位／回

入所期間が1ヵ月を超える利用者が退所する場合において、所定の手続きを行う場合にそれぞれ加算される場合があります。詳細については退所時にご説明いたします。

※試行的退所サービス費 800単位／日

退所が見込まれる利用者を試行的に退所させ居宅サービスを提供する場合、1月に6日を限度に所単位数を算定する。

※訪問看護指示加算 300単位

利用者の退所時に、施設の医師が診療に基づき訪問看護が必要と認められる場合に、利用者の指定する訪問看護ステーションに対して利用者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。

※夜間勤務等看護加算 14単位／日

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護事業所に加算されます。

※サービス提供体制強化加算 18単位／日

介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

※科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 40単位／月

利用者ごとのADL値、口腔機能、栄養状態、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算

基本サービスと加減算を加えた単位数に加算率を乗じた分が追加の単位数になります。

厚生労働省が定め施行される制度で、超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環になります。職員の定着率向上とサービスの質を維持するために取得させていただいております。

(2) その他の料金

① 食費

(ただし、食費について負担限度額を受けられている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払い頂く食費の上限額となります。)

② 居住費(光熱水費相当)

(食費と同様に、負担限度額を受けられている場合には、認定証に記載されている額が1日にお支払い頂く上限額となります。)

①②の食費及び居住費に関して、国が定める負担限度額段階第1段階から3段階までの利用者の負担額については、別紙 資料1をご参照下さい。

③ 特別室利用料 (1日当たり) [利用者の希望により特別室を使用する場合]

・個室代をいただきます。

④ 日常生活費

シャンプー・リンス・ボディソープ・保湿剤 ※利用者の肌の状態に合わせて提供しています。

消臭剤・保清用シート・口腔ウェットシート

紙タオルやおしぼり等の日常生活に要する物品の費用。

⑤ 理容代 実費 内容により金額が異なります。

⑥ 娯楽費用

集団にて施設外でレクリエーションを行ったり、集団で旅行に行ったりする際に別途費用をお支払い頂きます。

⑦ その他 別途資料1をご覧ください。

(3) お支払い方法

・毎月15日頃までに前月分の請求金額が確定しますので、その月の末日までにお支払いください。

お支払いの際に領収書をお渡しします。(受付会計窓口にてお受け取り下さい。)

・お支払い方法は指定の銀行口座へ振り込み、又は現金でのお支払いとさせていただきますのでご了承ください。

指定銀行口座	銀行名	:	大分銀行
	支店名	:	別府北浜支店
	口座番号	:	普通口座 842771
	口座名義	:	医療法人 百善会 村橋病院 理事長 村橋 弘喜

当施設では、利用者の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として定めています。利用者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することに同意いただき、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築していきます。

4. 協力医療機関等

当施設では治療等必要な場合は下記の医療機関・歯科医療機関へ依頼します。

・主な協力医療機関

『村橋病院』(介護医療院むらはし同一施設内)

大分県別府市千代町2番5号 TEL(0977)23-3231

・診療科 … 内科 ・ 循環器内科 ・ 呼吸器内科 ・ リウマチ科 ・ 整形外科
神経内科 ・ 心療内科 ・ 消化器内科

『国家公務員共済組合連合会 新別府病院』

大分県別府市大字鶴見3898番地 TEL(0977)22-0391

・診療科 … 内科 ・ 神経内科 ・ 呼吸器科 ・ 消化器科 ・ 外科 ・ 循環器科
整形外科 ・ 脳神経外科 ・ 泌尿器科等

『石垣病院』

大分県別府市実相寺1-4 TEL(0977)66-7557

・診療科 … 内科 ・ 呼吸器科 ・ 循環器科 ・ 消化器科 ・ 外科 ・ アレルギー科
麻酔科 ・ 内視鏡外科

・主な協力歯科医療機関

『荘園豊田歯科』

大分県別府市大字鶴見4209-20 TEL(0977)22-1611

5. 施設利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守りください。

《 持込制限 》

入所に当たり、以下の物は原則として持ち込むことが出来ません。
(動物、ナイフ・包丁・小刀等の刃物類、マッチ・ライター等の点火機材)

《 面会 》

面会時間 午前9時から午後8時まで(夜間及び早朝は、予め電話にてご一報ください。)
面会に来られた際には面会ノートにご記入下さいますようお願い致します。

《 外出及び外泊 》

外出・外泊される場合は事前に許可申請書にご記入の上お申し出ください。
特に外泊の場合は原則として3日前までにお申し出下さいますようお願い致します。
外出に関しては前日までにお申し出下さいますようお願い致します。

《 食事 》

食事が外出等で不要となる場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合は食事にかかる自己負担額はいただきません。

《 飲酒及び喫煙 》

居室内での飲酒・喫煙はできません。

《 金銭及び貴重品管理 》

金銭・貴重品などは紛失等の恐れがありますので、原則として居室内での個人管理はお控えください。(お小遣い程度はその限りではありませんが、当施設として一切の責任は負いかねますのでご了承下さい。また、施設での現金のお預かりも致しません。)

《 外泊時、外出時での他の医療機関受診 》

外泊時・外出時に自宅、出先にて容体が急変された場合、何らかの疾病にて他の医療機関に受診が必要となった場合には、当施設医師の紹介状や薬剤の処方の関係上、すみやかに当施設までご一報ください。ご連絡のないまま受診されますと、健康保険等の適応がなされない場合もあり得ます。

《 施設設備における使用上の注意 》

1. 居室及び共同施設、敷地を本来の用途にしたがってご利用ください。
2. 故意に施設、設備を破損したり、汚したりした場合は、ご利用者の自己負担により現状に修復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く可能性もあります。
3. ご利用者に対するサービス実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。ただし、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を致します。
4. 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なう事は出来ませんのでご了承下さい。

《 その他 》

- (1) 入所者やご家族の方からの職員や施設に対する心付けや品物等は一切お受けできませんのでご遠慮くださいますようお願い致します。
- (2) その他、施設利用や在宅支援サービスでの相談事は随時お受けいたしますので、お気軽に支援相談員や担当職員にお申し出下さい。

6. 非常災害対策

・業務計画の策定等

- (1) 当施設は非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 当施設は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

・非常設備等

施設・設備		消防法令による 設置義務の有無	整備状況
防災設備	避難階段	有	
	避難口	有	
	居室・廊下・階段等の内装材料	不燃剤・準不燃材使用	
	防火戸・防火シャッター	有	
消防用設備	屋内消火栓設備	有	
	屋外消火栓設備	有	
	スプリンクラー設備	有	
	自動火災報知設備	有	
	非常通報装置	有	
	漏電火災警報器	有	
	非常警報装置	有	
	避難器具(滑り台・救護袋)	有	
	誘導灯及び誘導標識	有	
	防火用水	無	
非常電源設備	有		
カーテン・ブラインド等の防火性能		有	

・防災訓練

年2回の防災訓練を実施する。(内、年一回は夜間時を想定しての訓練を実施)

・緊急連絡網等の整備状況

自動転送システムの設置	有	緊急時連絡網の整備	有
-------------	---	-----------	---

7. 感染症対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のため、以下の措置を講じます。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のための指針及びマニュアルを整備し、委員会の開催、職員研修、訓練を定期的実施していきます。
- (2) 感染症対策として、業務継続計画を定め、定期的研修や訓練を実施します。

8. 身体拘束について

当施設では利用者の方にサービスを提供するにあたり、利用者ご本人または他の利用者等の生命及び身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束ならびに行動を制限する等の行為は原則として行いません。また、やむを得ず拘束を行う際には、時間・理由・状況・方法等を記録し、ご家族様にも説明を致します。

9. 緊急時の対応

当施設において、施設サービスを提供中に万一事故が発生した場合は、速やかに医師、当該利用者のご家族様等に対して連絡を行い、必要な措置を講じます。

10. 要望又は苦情等の申し出

利用者及び家族等は当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員及びオンブズマン(相談・代理人制度)に申し出ることができます。又は、所定の場所に設置するご意見箱に文書にて投函し申し出ることが出来ます。(4階・5階エレベーター前に設置してあります)

○ 受付窓口 介護医療院 むらはし 0977-23-3231

師 長	谷川 麻紀
主 任	桑野 えつこ
主 任	幸松 亜矢子
介護支援専門員	井原 令恵

・別府市役所 介護保険担当課	別府市上野口町1-15	0977-21-1111
・大分県社会福祉協議会	大分市大津町2-1-41	097-558-0300
・大分県国民保険団体連合会	大分市大手町2-3-12	097-534-8470

個人情報の利用目的

介護医療院むらはしでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の元、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

○介護サービス業務の提供

- ・当施設が行う介護サービスの提供
- ・当法人が運営する関連施設との連携
- ・他の病院、診療所、薬局、介護サービス事業者との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・ご利用者の介護・診療の為、外部の医師等に意見・助言を求める場合
- ・介護サービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者の連絡調整において必要な場合
- ・安全対策の一環として医療用品等に利用者様のお名前等の記入。
(ベッドネーム、点滴ボトル、食事ネーム、薬、検査スピッツ、リハビリテーション、日誌等)

- ・褥瘡対策の為、利用者様に適した形で体交枕を使用する場合があります。
その際見本用に写真を撮らせていただき、ベッドサイドに掲示させていただきます。
- ・褥瘡がある利用者様においては経過観察のため患部の写真を撮らせていただきます。
- ・その他、ご利用者への介護業務等に関する介護報酬請求
- ・施設の行事等で、利用者様の様子を写真に撮らせて頂き、施設内に掲示させていただきます。

○介護保険請求の為の事務

- ・当施設における介護サービス業務等に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担介護・医療等に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、当施設における介護業務等に関する介護報酬請求の為の利用

○施設における運営・管理業務

- ・入退所等の管理、会計及び経理
- ・介護時に発生した事故等の報告
- ・当該ご利用者への介護業務の向上
- ・その他、当施設における運営管理業務に関する利用

○損害賠償責任保険などにかかる介護、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

○介護サービスや業務の維持または改善のための基礎資料

○当施設において行われる実習生等への協力

○介護・介助の質の向上を目的とした当法人・当施設内における研究・発表

○当施設が発行する季刊誌、および施設内における掲示物等への掲出

○外部監査機関および介護・医療・福祉に関する施設・資格認定機関への情報提供

1. 個人情報利用目的の他の介護・医療機関への情報提供について同意しがたい事項のある場合には、その旨をお申し出ください。
2. 特にお申し出がない場合は、同意いただけたと判断いたします。(黙示の同意)
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回・変更することが出来ます。
4. 電話あるいは面会者からの利用者に関する問い合わせへの回答を望まない時はお申し出ください。

資料1

介護保険の給付対象とならない以下のサービスは、利用料としてご利用者の自己負担となります。

費 目	料 金 (負担額)
食 費	日 額 1,445円 ※所得により減額あり
居 住 費 (光熱水費相当)	日 額 437円 ※所得により減額あり
日 常 生 活 費	日 額 150円 ※入所者の状態により異なります。
室 料(個室)	日 額 2,200円 ※所得により減額あり
理 容 代	実 費 ※内容により金額が異なります。 業者に委託となります。業者名(ビューティフルライフ)
洗 濯 代	実 費 ※内容により金額が異なります。 業者に委託となります。 ※体位変換用枕、ミトン等の施設貸出し用を使用された場合 クリーニング代のお支払いをお願いします。
電 気 代	基本的には必要ありません。(テレビはテレビカードが必要になります。)ただし、持込電気器具(電気毛布、携帯電話・ラジオ充電器使用等)に対しては別途電気料金がかかります。
そ の 他	その他、利用者が選ぶ特別な食事等の提供料や介護サービスに伴う 必要物品の購入等は、ご利用者又はご家族の方のご了解の上、個人負担とさせていただきます。

※オムツ代(紙オムツ・尿取りパット等)は介護保険サービス費に含まれますので、個人負担はありません。